

## 郡山市ふるさと起業家支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、地域課題の解決を目的とした事業（以下「補助事業」という。）を行う、市内において起業し、又は新たな事業を開始した者に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書（以下「開業届」という。）を提出し、新たに事業を開始すること若しくは会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（以下「会社」という。）を設立し、新たに事業を開始すること、又は会社等が定款上で定める事業を廃止し、当該定款に規定した上で、新たな業種の事業を開始すること。
- (2) クラウドファンディング 本市がインターネット等を介して、不特定多数の者から資金を調達することをいう。

### (補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市が別に定める方法により審査を受け決定した補助対象候補者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものをいう。以下同じ。）に保有されている者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類するものに基づき事業を行う者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (8) 事業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (9) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (10) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者

(11) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年7月1日から補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施内容書（第2号様式）

(2) 補助事業収支決算書（第3号様式）

(3) 見積書その他の補助対象経費の内訳を確認できる書類

(4) 市税等納付状況確認同意書兼誓約書（第4号様式）

(5) 本市から受けた決定に関する通知の写し

(6) 本市から受けた変更承認に関する通知の写し（認定を受けた後、事業内容を変更した場合に限る。）

(7) 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。）

(8) 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類

(9) 履歴事項全部証明書及び定款（個人事業主の場合は開業届（税務署に受付されたことを確認できるものに限る。））の写し

(10) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額	備考
地域資源を活用して地域課題の解決を図ることを目的とした事業の実施に要する経費	報償費（金銭）、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、電気・光熱水費、修繕料、通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕・翻訳料、火災等保険料、自動車保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	補助対象経費の10分の10以内の額で、クラウドファンディングにより当該補助対象事業に寄附された額（上限100万円）とする。	以下の経費については補助対象経費に含まない。 1 消費税及び地方消費税に相当する額 2 補助対象者の3親等以内の親族又は創業により設立された法人の役員から賃借又は購入した経費の額 3 事業所等の賃貸に係る仲介手数料、敷金、礼金、保証金その他の諸経費の額 4 クラウドファンディングによる寄附者への返礼に要する経費